今後の審議会の進め方(案)

日 程	審議内容等
令和3年 6月25日	令和2年国勢調査人口(速報値) 官報告示
7月2日	第1回 ◆令和2年国勢調査の結果による計算結果の概要 ◆今後の審議会の進め方について 第2回以降
	区割り改定案の勧告
令和4年 6月25日	設置法第4条第1項の規定による区割り改定案の勧告期限

院 議 区 画 設 平 成 六 年二 月 兀 日 法 律 第三号)

掌

の条所 改定審 案議務 を会 作は 成 し衆議 議 内院 閣小 総 選 理 挙 大 区 臣 選 に 出 勧 議 告するも 員 の 選 挙 \mathcal{O} 区 とする。 の改 定 に 関 調 査 議 必 要 が あ ると認 8 ると

準

- の均衡を図り、各選挙区二項の規定により行われる法定による改定案の作成は、 ようにすることとし われる国が成は、各 行 の人口のうち、その最の国勢調査に限る。)の 各選 政 **」勢調査** 区 画、 挙 区 地勢、 . の 人 交通 最 等も多果の 事がに国 情もよ を総合のを 合最本へ 的も国統 に少民計 考なの法 慮い人 も口平 てのを成 合 でい十 理除 う九 的し 。年 にて以法 行 得 下 わた な数の五 けが条十
- (改定案の作成の: 第三条 前条の規定 第三条 前条の規定 において同じ。)の において同じ。)の とならない。 区選出議員の選挙区 を数(一未満の端数だ た数(一未満の端数だ た数(一未満の端数だ 第四条第一項に規定する衆議院小選受数が生じたときは、これを一に切りるの数は、各都道府県の人口を小選をによる勧告に係る前項の改員多く たときは、選挙区選出 り上 選の 区 上げるもの区基準除数に当たった 挙 作 は、これと出議員 とする を一に切りの定数に つて る。) その は り相の除各上当合数都 上
 ば
 す 合数都 計で道 るる数各府 も数が都県 のといるのというのというのというのというのというのというできます。 する。) とす 致選県域 双することとな 選挙法(昭和1 県の人口を除り うる。 な し小 十て選 除五得挙

告

第 調四 查条勧 略に 限第の (二条の規定による)期限等) る。)の結果に よる人 勧 一告 が よ 、 最 初国 勢調 12 官 報 査 (統 で 公 示 計 さ法 第 れ た五 日条 か第二 一項 年本 以文 内の に規 行定 うも に ょ り 十 \mathcal{O} とす 年ごとに 行 わ れ る 玉

2

資 料 提 力

第 対 八 し条 資議出 料会そ のはの 、他 提 出、方の協 意所 見掌 の事 開務 陳を 遂 説 行 明 するため そ 他 \mathcal{O} 必 必 要があ 要な協 ると認めるとき 力を求 め ることが は、 できる。 行 政 機 関 及 び 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 長 に